

一地方總監府官制  
一地方總監，監督ニ關スル件

右謹テ上奏ニ恭ニテ  
聖裁ヲ仰キ併セテ樞密院，議ニ付  
セラシムコトヲ請フ

昭和二十年五月二十日

内閣總理大臣男爵鈴木貫太郎



四

勅令第

號

地方總督府官制

第一條 地方總督府ハ大東亞聯邦ニ際シ地方ニ於ケル各般ノ行政

ニ統轄シ法令及ハ特別ノ委任ニ依リ其ノ職權ニ屬スル事務

ヲ管理ス

地方總督府ノ名稱、位階及官階區域ハ別表ニ依リ

第一條 地方總督府ニハ總督一人ヲ置ク

其ノ職權

親任

地方官制

六人

親任

參事官

專任三十人

親任

秘書官

兼任八人

兼任

副参事 兼任百六十八人

参事 兼任百九十九人

判官 兼任百二十六人

地方官 兼任百六十八人

...

...

...

...

...

...

...

其ノ一 地方官 兼任百六十八人

其ノ二 地方官 兼任百九十九人

其ノ三 地方官 兼任百二十六人

...

...

...

...

...

...

...

第九之 地方組織の地方官衙ノ發、命令又ハ命令ニシテ或類ニ違  
ヒ、命令ニ違フ又ハ違フヲ認ムルトキハ其ノ命  
令又ハ違フヲ取消シ又ハ停止スルコトヲ得

第十條 地方官衙ノ其ノ職務ニ關スル事務ノ一若シ地方官衙ノ其  
ノ主任スルコトヲ得

第十一條 地方官衙ノ其ノ職務ニ關スル事務ヲ委任シ得ル者ハ其ノ  
下ノ管轄地方官衙ノ其ノ主任スルコトヲ得

第十二條 地方官衙ノ其ノ職務ニ關スル事務ニ關シテハ地方官衙ノ其  
ノ主任スルコトヲ得

第十三條 地方官衙ノ其ノ職務ニ關スル事務ニ關シテハ地方官衙ノ其  
ノ主任スルコトヲ得

第十四條 地方官衙ノ其ノ職務ニ關スル事務ニ關シテハ地方官衙ノ其  
ノ主任スルコトヲ得

第十五條 地方官衙ノ其ノ職務ニ關スル事務ニ關シテハ地方官衙ノ其  
ノ主任スルコトヲ得

第十六條 地方官衙ノ其ノ職務ニ關スル事務ニ關シテハ地方官衙ノ其  
ノ主任スルコトヲ得

第十七條 地方官衙ノ其ノ職務ニ關スル事務ニ關シテハ地方官衙ノ其  
ノ主任スルコトヲ得

第十八條 地方官衙ノ其ノ職務ニ關スル事務ニ關シテハ地方官衙ノ其  
ノ主任スルコトヲ得

第十九條 地方官衙ノ其ノ職務ニ關スル事務ニ關シテハ地方官衙ノ其  
ノ主任スルコトヲ得



内林  
内林

九州地方	福岡府	福岡府	福岡府
九州地方	熊本府	熊本府	熊本府
九州地方	大分府	大分府	大分府
九州地方	宮崎府	宮崎府	宮崎府
九州地方	鹿児島府	鹿児島府	鹿児島府

動合

内閣官制... 二... 各省官制... 則... 三... 各省... 官制... 則... 三... 各省... 官制... 則... 三...

附

本... 各省... 官制... 則... 三... 各省... 官制... 則... 三...